

## 「紙製の包装用材」

(財)日本環境協会  
エコマーク事務局

### 1. 環境的背景

包装用材は、従来から幅広い分野で使用されている。

これらの包装用材のうち、包装用緩衝材は従来、古紙の利用比率は高く、かつ、現在利用が進んでいない紙質である雑誌古紙などを有効利用しており、資源の循環を円滑に進める上で重要な類型である。粘着テープ、ガムテープについても古紙を利用しているが、製品の原料すべてではない。従って、森林資源を原料として利用していることは資源の有効利用の観点から好ましくない。その他、包装用材は、製造時のエネルギー消費、化学薬品の使用、廃水处理など環境に対して様々な影響がある。

そこで、これらの環境負荷に対して、従来の古紙の配合に加え、様々な面で環境に配慮した包装用材が広く普及することは環境保全上の意義が大きい。

「持続可能な森林管理」に関しては、様々な国際会議等において検討が行われ、第三者による持続可能な森林管理の認証システムも構築されつつある。それらについてコンセンサスが得られた際は、エコマークの認定条件の一つになる事が考えられる。

本商品類型では、原料、製造、リサイクル、廃棄などの面で環境に配慮している包装用材を採り上げた。

### 2. 対象

包装用緩衝材、粘着テープ、ガムテープ、梱包用ペーパーバンド、紙ひも、紙トレー（段ボール製品は除く）

### 3. 用語の定義

古紙：市中回収古紙および産業古紙。

市中回収古紙：店舗、事務所および家庭などから発生する使用済みの紙。

産業古紙：原紙の製造工程後の加工工程（紙加工工場、紙製品工場、印刷工場および製本工場など、紙を原材料として使用する工場）から発生し、製品として使用されない紙。ただし、原紙の製造工程内で発生し、再び同じ工程内で原料として使用される紙は除く。

古紙配合率：製品として使用する全繊維原料（パルプ＋古紙＋購入古紙パルプ）中の古紙投入量の割合。

すなわち、古紙配合率＝（古紙＋購入古紙パルプ）／全繊維原料とし、古紙は風乾重量、パルプは含水率10%の重量とする。

蛍光増白剤：使用することにより日光のもとで蛍光を発生し、目視では白さが増加する効果を持つような物質。

禁忌品：財団法人古紙再生促進センター規格「古紙標準品質規格」で禁忌品に規定されるもの。

### 4. 認定の基準

#### 4-1. 環境に関する基準

(1)原料として、緩衝材にあっては、古紙の配合率が100%であること。

ペーパーバンド（紙ひもを含む）にあっては、100%であること。

紙トレーにあっては、90%以上であること。

粘着テープ・ガムテープにあっては、支持体の古紙配合率が40%以上であること。かつ、巻心の古紙配合率が90%以上であること。

- (2) 製造にあたって、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定などを遵守していること。
- (3) 製品に蛍光増白剤を使用していないこと。
- (4) 粘着テープ、ガムテープおよび紙トレーにあっては、難分解物質の過剰な使用のないこと。規制物質等は使用のないこと。
- (5) 製品は、使用後回収・再利用の妨げになるような材料を使用していないこと。また、廃棄処理時の負荷低減に配慮されていること。
- (6) 製品の包装は、省資源化、リサイクルの容易さ、焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。

#### 4-2. 品質に関する基準

- (1) 品質および安全性については、包装用緩衝材および紙トレーにあっては、該当する品質規格に適合していること、または製造段階における品質管理が十分なされていること。

粘着テープ、ガムテープにあっては、日本工業規格 J I S Z 1523、J I S Z 1511に適合し、ペーパーバンドにあっては、該当する品質規格に適合していること、または製造段階における品質管理が十分なされていること。

#### 5. 認定基準への適合の証明方法

- (1) 各基準への適合を証明する資料を、申請書に添付すること。
- (2) 認定基準4-1.(1)については、製紙事業者の発行する古紙配合率の証明書を提出すること。
- (3) 認定基準4-1.(2)については、工場が立地している地域の環境法規等を申請時より過去5年間遵守し、違反等のないことについて、製品を製造する工場長の発行する自己証明書を提出すること。
- (4) 認定基準4-1.(3)については、蛍光増白剤を使用している場合、製紙事業者の発行する蛍光増白剤添加量の証明書を提出すること。
- (5) 認定基準4-2.(1)については、J I Sに適合していることの証明書を提出すること。または、製造段階における品質管理が十分なされていること、違反等のないことについて、製品を製造する工場長の発行する自己証明書を提出すること。

#### 6. その他

- (1) 商品区分は、包装用緩衝材、粘着テープ、ガムテープ、梱包用ペーパーバンド（紙ひもを含む）および紙トレーとし、ブランド名毎とする。大小等による区分は行わない。
- (2) マーク下段の表示は「古紙の利用・ %」とする。

1998年8月3日 制定

本商品類型の認定基準は制定日より5年間を期限として、見直しを行い、必要に応じて認定基準の改定または商品類型の廃止を行います。